

## 学校法人日本医科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

平成27年12月9日  
理事長（最高管理責任者）決定

学校法人日本医科大学（以下「本法人」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日制定、平成26年2月18日改正、文部科学大臣決定）に基づき、本法人における公的研究費の運営・管理を適正に行い、不正を防止するための基本方針を以下のとおり定める。

1. 公的研究費の運営・管理及び不正防止対策に関する責任体制を明確化し、周知・公表する。
2. 公的研究費の使用及び事務処理に関するルールを明確にするとともにコンプライアンス教育を適切に行い、関係者の意識向上を図り、共通理解の下に適正な運営・管理を行う環境・体制を構築する。
3. 公的研究費の不正につながる要因（リスク）に対応した不正防止計画を策定する。
4. 日本医科大学及び日本獣医生命科学大学は、不正防止計画に基づき、大学全体の不正防止に関する具体的な対策を策定し、確実かつ継続的に実施する。
5. 本法人並びに日本医科大学及び日本獣医生命科学大学は、この基本方針、不正防止計画及び公的研究費の取扱ルール等をホームページ等に掲載することにより広く情報を発信し、学内外の情報共有に努める。
6. 公的研究費の運営・管理活動をチェックする実効性のあるモニタリング及び内部監査体制を整備する。

以上